

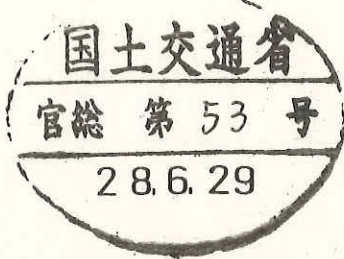
国官総第72号
平成28年7月1日

本省局長等 殿
地方局長等 殿

大臣官房長
(公印省略)

「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

標記について、別紙のとおり海上保安庁長官から協力依頼がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。



保 警 救 第 31 号

平成 28 年 6 月 21 日

国土交通省事務次官 殿

海上保安庁長官



「青い羽根募金活動」に対する協力依頼について

平素より海上保安業務に格段の御理解と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきまして、公益社団法人日本水難救済会が行います本募金活動は、海で遭難された人々の救助をボランティアで行う救助員の活動を支援することを目的として、昭和 25 年から周年行っているものですが、特に、例年、7 月 1 日から 8 月 31 日までを「青い羽根募金強調運動期間」とし、この募金活動を強化しているところです。

当庁におきましても、同会の水難救済事業が我が国沿岸海域における海難救助体制の一翼を担う重要なものと認識しており、趣意に賛同し、積極的に本募金活動に協力することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、趣意を御理解いただき、貴省庁及び地方支分部局並びに関係機関・団体の職員に周知していただく等、格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日水救第96号
平成28年6月6日

海上保安庁長官
佐藤 雄二 殿

公益社団法人 日本水難救済会
会長 相原 力

「青い羽根募金活動」へのご協力のお願について

謹啓 梅雨の候 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴庁におかれましては、平素から当会の事業の推進について格別のご指導とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨今の海難の状況は、漁船海難に加えレジャー活動に伴う海難が多発しており、かつ、小型船舶による事故が全体の7割を超えていることから、沿岸部における救助体制の強化を官民一体となって効率的に推進することが求められています。

また、最近では、日本各地で甚大な被害を及ぼした異常気象等による自然災害も散発していることから、臨海地域や沿岸海域における災害救援体制の充実強化に寄せる地域の期待は大きいものがあります。

このような状況の中で、沿岸海域における国や地方自治体の公的な救助体制を補完する役割を担っている本会としては、より活発な水難救済事業を展開するため、貴庁のご指導の下、救難拠点の空白海域における救難所・同支所の整備強化を推進しており、平成27年度末では1,317カ所（前年度比+12）の救難所・支所が整備され、また、救難所員も約5万3千名と、沿岸部における海難救助体制は着実に整いつつあります。

これら組織による水難救済事業に支障を来たすことのないように救助資器材等の整備維持管理を充実するとともに、さらに体制の充実・強化を図らなければなりません。

このためには更なる資金の確保が急務であり、本会では、本年度も周年を通じて青い羽根募金活動を進め、特に7及び8月を「青い羽根募金強調運動期間」として全国的に活動を展開し、例年にも増して募金活動を強力に推し進め資金造成に努めることとしております。

つきましては、この事業の実施にあたりまして、誠に勝手ながら本年度も貴庁の絶大なご指導とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬白